

応募用紙

あて先

郵送先: 〒163-8001
東京都新宿区西新宿2-8-1都庁第二本庁舎22階南側
東京都 都市整備局 都市基盤部 街路計画課 外かく環状道路担当

(FAXの場合)

送信先: 03-5388-1354
東京都 都市整備局 都市基盤部 街路計画課 外かく環状道路担当

応募される前にもう一度以下の確認事項をお読みになり、下記「記入欄」に住所・氏名・電話番号・年齢・性別をご記入の上、郵送またはFAXにてご応募ください

(確認事項)

- ・応募対象は次の地域に在住の方です。
武蔵野市 吉祥寺南町1～5丁目、吉祥寺東町1～4丁目、吉祥寺本町1丁目
- ・応募される方は、継続して「地上部街路に関する話し合いの会」に参加する意思のある方とさせていただきます。なお、途中で辞退されても欠員補充はいたしません。また、公募により選ばれた方が欠席される場合、代理の方の出席はできません。
- ・応募締切は平成21年6月30日(火曜日)です。

武蔵野市における地上部街路に関する話し合いの会に、「設置要綱」および「応募に関する注意事項」を了解した上で参加を希望します。

記入欄

〒
(ご住所)

(お名前)

(電話番号) (自宅・職場・携帯)
(確実にご連絡のとれる番号をご記入ください)

(年齢) 才 (性別) 男・女
(いずれかにをつけてください)

ご記入いただいた個人情報は、適正に管理し、「地上部街路に関する話し合いの会」運営の目的以外には使用いたしません。

武蔵野市における

平成21年 6月

東京都都市整備局

外環の地上部街路に関する話し合いの会の参加者を募集します。



東京都は、外環の地上部街路について、平成19年に高速道路の外環の都市計画を高架方式から地下方式に変更したことを踏まえて、今後、環境、防災、交通、暮らしの4つの視点で、必要性やあり方などについて、広く意見を聴きながら検討を進め、都市計画に関する都の方針をとりまとめていきます。

これまで、地上部街路の検討にあたっては、外環本線について話し合う場とは別に、地上部街路に関する話し合いの場を設けることを公表してまいりました。このたび、この話し合いの場である「武蔵野市における地上部街路に関する話し合いの会」を設置することとなりましたので、参加者を募集いたします。

応募要項

応募できる方

現在、「吉祥寺南町1～5丁目、吉祥寺東町1～4丁目、吉祥寺本町1丁目」にお住まいの方

募集人数

地 域	募集人数
吉祥寺南町3丁目	2名
吉祥寺南町4丁目	2名
吉祥寺南町5丁目、吉祥寺東町4丁目	2名
吉祥寺南町1,2丁目、吉祥寺本町1丁目	2名
吉祥寺東町1～3丁目	2名

応募方法

- ・参加希望の方は、応募用紙に必要事項をご記入いただき、郵送またはFAXでご応募ください。
- ・なお、この用紙は武蔵野市役所まちづくり推進課、吉祥寺東・吉祥寺南町・本町・本宿の各コミュニティセンターでも配布しています。また、東京都都市整備局(<http://www.toshiseibi.metro.tokyo.jp/kiban/gaikaku/index.html>)、武蔵野市まちづくり推進課(<http://www.city.musashino.lg.jp/cms/sec/machizukuri/index.html>)の各ホームページからダウンロードできます。

応募に関する注意事項

- ・募集は、各地域2名とさせていただきます。なお、応募者多数の場合は、抽選により決定させていただきます。
- ・応募される方は、継続して「地上部街路に関する話し合いの会」に参加する意思のある方とさせていただきます。なお、途中で欠員が生じても補充はいたしません。また、公募により選ばれた方が欠席される場合、代理の方の出席はできません。
- ・応募にあたっては、「武蔵野市における地上部街路に関する話し合いの会設置要綱」をお読みなり、ご了解いただいた上でご応募ください。

応募締切

平成21年6月30日(火曜日) 当日消印有効

抽選結果は7月中旬頃に応募いただいた方に郵送で抽選結果を通知します。

その他

- ・第一回の話し合いは、7月下旬から8月上旬頃に開催する予定です。
- ・地上部街路に関する話し合いの会の期間は概ね1年程度の予定です。
- ・会場は、吉祥寺周辺の公共施設等で行います。

切り取り線

武蔵野市における地上部街路に関する話し合いの会設置要綱

第1条 設置目的

東京都は、これまで、外環本線を地下化した場合の地上部街路(外環の2)について、
 「現在の都市計画区域を活用して道路と緑地を整備」
 「都市計画の区域を縮小して車道と歩道を整備」
 「代替機能を確保して外環の2の都市計画を廃止」
 の3つの考え方を提示してきた。

平成20年3月には、「外環の地上部の街路について(検討の進め方)」を公表し、地上部街路の必要性やあり方などについて、広く意見を聴きながら検討を進め、都市計画に関する方針をとりまとめていくこととした。
 この一環として、地域住民の意見を聴くため、東京都は武蔵野市や国土交通省の協力を得て、武蔵野市における地上部街路に関する話し合いの会(以下、「地上部街路に関する話し合いの会」という。)を設置する。

第2条 構成

- ・地上部街路に関する話し合いの会は、地域住民、東京都、武蔵野市、国土交通省で構成する。
 - ・地域住民は、PI委員、コミュニティ協議会委員長のほか、公募で選出する。
 - ・構成人数は20人とし、内訳は以下のとおりとする。
- | | |
|--------------|-------------------|
| 地域住民(公募) | 10人 |
| コミュニティ協議会委員長 | 3人(吉祥寺南町、吉祥寺東、本宿) |
| PI委員 | 1人 |
| 東京都 | 2人 |
| 武蔵野市 | 2人 |
| 国土交通省 | 2人 |
- ・上記のほか、司会者を置く。

第3条 事務局

- ・事務局は、東京都が担当する。
- ・事務局には、東京都職員以外から専門的知識を有する者を置くことができる。
- ・司会者は、構成員以外から事務局が選定する。
- ・武蔵野市及び国土交通省は、事務局に協力する。

第4条 位置づけ

- ・地上部街路の計画に関する意思決定の場とはしない。
- ・話し合いは、原則公開とする。ただし、出席している構成員の意見を聴いた上で非公開とすることができる。
- ・議事要旨を作成し、公開するものとする。

第5条 その他

- ・意見のとりまとめに際し、構成員以外の地域住民から意見を聴くため、地上部街路に関する話し合いの会とは別に意見を聴く場を設けるものとする。
- ・この設置要綱に定めるもののほか、地上部街路に関する話し合いの会の運営に関し必要な事項は、運営要領で定める。
- ・地域住民の公募方法は、募集要項で定める。

～お問い合わせ先～

東京都都市整備局都市基盤部街路計画課外かく環状道路担当

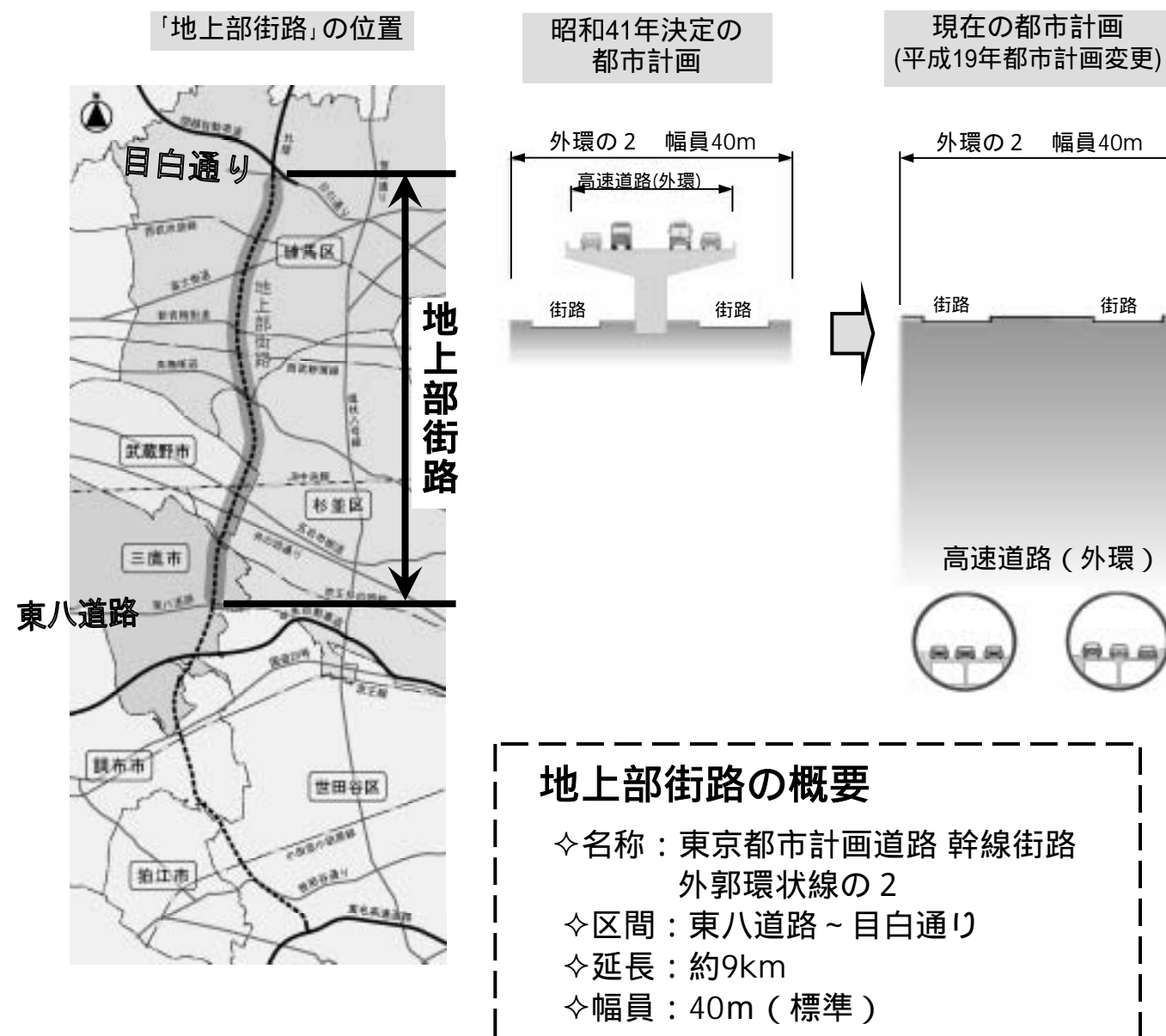
〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1都庁第二本庁舎22階南側
 TEL: 03-5388-3279(直通) FAX: 03-5388-1354
 ホームページ: <http://www.toshiseibi.metro.tokyo.jp/kiban/gaikaku/index.html>

武蔵野市都市整備部まちづくり推進課

〒180-8777 東京都武蔵野市緑町2-2-28
 TEL: 0422-60-1872(直通) FAX: 0422-51-9250
 ホームページ: <http://www.city.musashino.lg.jp/cms/sec/machizukuri/index.html>

外環の地上部街路(外環の2)とは

昭和41年、高速道路の外環とともに、都内の都市計画道路ネットワークの一部として、外環ルート上に「外環の2」という地上部の街路の都市計画を決定しています。



検討の進め方

今後、環境、防災、交通、暮らしの4つの視点で、この道路の必要性やあり方などについて、広く意見を聴きながら検討を進め、都市計画に関する都の方針をとりまとめていきます。

- 環境** ～ 快適な都市環境の創出や地域環境の改善などの観点～
- 防災** ～ 広域的な救援・救護活動や延焼遮断帯の形成などの観点～
- 交通** ～ 人とモノの流れの円滑化や交通の安全性の向上などの観点～
- 暮らし** ～ 質の高い生活環境の創出などの観点～